



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成17年 4月 8日 金曜日 第1648号

◇ 目 次 ◇

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 落札者等の告示（2件）..... | 407 |
| 救急病院の撤回..... | 408 |
| 救急病院の協力申出..... | 408 |
| 医療機関の指定..... | 408 |
| 指定医療機関の廃止..... | 408 |
| 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... | 408 |
| 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... | 409 |
| 国土調査の成果の認証..... | 410 |
| 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 410 |
| 土地改良区の管理規程の認可..... | 410 |
| 土地改良区の合併による解散..... | 411 |
| 土地改良区の合併..... | 411 |
| 土地改良区の合併による設立及び解散..... | 411 |
| 愛媛県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更..... | 411 |
| 漁業免許の内容等の告示..... | 411 |
| 公有水面埋立免許の出願..... | 413 |
| 公有水面埋立免許..... | 415 |
| 公有水面埋立工事のしゅん功認可（8件）..... | 416 |
| 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... | 429 |
| 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... | 429 |
| 包括外部監査契約の締結..... | 429 |

監 査 公 表

医療法人北辰会、医療法人北斗会、社会福祉法人まこと、社

会福祉法人寿山会、社会福祉法人藤寿会、社会福祉法人コイノニア協会、社会福祉法人喜久寿、社会福祉法人三善会、社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会、財団法人正光会、今治商工会議所、大西町商工会、菊間町商工会、伯方町商工会、伊予商工会議所、久万町商工会、小田町商工会、内子町商工会、三瓶町商工会、宇和島商工会議所、土居町長津土地改良区、土居町小林土地改良区、船木泉川（池田池）土地改良区、新居浜市松神子土地改良区、重信町下林下土地改良区、伊予森林組合、大洲森林組合、津島町森林組合、日吉村森林組合、南予森林組合、八幡浜漁業協同組合、遊子漁業協同組合、瀬戸内運輸株式会社、宇和島自動車株式会社、学校法人ひかり幼稚園..... 429

教育委員会告示

博物館の登録事項の変更..... 431
 指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定..... 432

人事委員会公告

平成17年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告..... 432
 平成17年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告..... 434

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 825 号

次のとおり落札者を決定した。
 平成17年 4月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|-------------------|---|-------------|----------------------------|-------------|---------------|-------------|
| 庁内LANシステム運用管理業務一式 | 愛媛県企画情報部 管理情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成17年 3月28日 | 株式会社愛媛電算 松山市大手町一丁目11番地7 | 34,912,500円 | 一般競争入札 | 平成17年 2月 8日 |

○愛媛県告示第 826 号

次のとおり落札者を決定した。
 平成17年 4月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|------------------------------------|---|-------------|----------------------------|--------------|---------------|-------------|
| 愛媛情報スーパーハイウェイネットワークシステム運用管理・保守業務一式 | 愛媛県企画情報部 管理情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成17年 3月28日 | 株式会社STNet 高松市春日町1735番地3 | 129,150,000円 | 一般競争入札 | 平成17年 2月 8日 |

○愛媛県告示第827号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

| 名称 | 所在地 | 開設者名 |
|-----------|-------------------|--------------------|
| 市立八幡浜総合病院 | 八幡浜市大字大平1番耕地638番地 | 平成17年3月27日における八幡浜市 |

○愛媛県告示第828号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 認定の有効期限 |
|-----------|-----------------|------|--------------|
| 市立八幡浜総合病院 | 八幡浜市大平1番耕地638番地 | 八幡浜市 | 平成20年3月27日まで |

○愛媛県告示第829号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

| 指定番号 | 開設者の氏名又は名称 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------|-------------|----------------|------------------|------------|
| 2689 | 鬼北町長 | 鬼北町国民健康保険愛治診療所 | 北宇和郡鬼北町大字清水970-1 | 平成17年1月4日 |
| 2690 | 鬼北町長 | 鬼北町国民健康保険三島診療所 | 北宇和郡鬼北町大字小松1511 | 平成17年1月4日 |
| 2691 | 鬼北町長 | 鬼北町国民健康保険小倉診療所 | 北宇和郡鬼北町大字小倉869-1 | 平成17年1月4日 |
| 2692 | 鬼北町長 | 鬼北町国民健康保険日吉診療所 | 北宇和郡鬼北町大字下鍵山299 | 平成17年1月4日 |
| 2693 | 石川淳郎 | 石川内科 | 大洲市若宮483 | 平成17年2月7日 |
| 2694 | 医療法人竹内外科胃腸科 | 竹内外科胃腸科 | 今治市立花町三丁目6-36 | 平成17年2月10日 |
| 2695 | 砥部町長 | 砥部町国民健康保険診療所 | 伊予郡砥部町総津396 | 平成17年2月14日 |
| 2696 | 大村勉 | おおむら小児科 | 喜多郡内子町城廻846-30 | 平成17年2月15日 |
| 2697 | 今治市長 | 岡村診療所 | 今治市関前岡村18-2 | 平成17年2月17日 |
| 2698 | 今治市長 | 大下出張診療所 | 今治市関前大下甲65-3 | 平成17年2月17日 |
| 2699 | 今治市長 | 小大下出張診療所 | 今治市関前小大下甲2115-1 | 平成17年2月17日 |
| 2700 | 斎藤俊 | 宮窪診療所 | 今治市宮窪町宮窪5250-1 | 平成17年2月28日 |
| 2701 | 田中徹 | 田中歯科医院 | 北宇和郡津島町岩松801-3 | 平成17年3月1日 |
| 2702 | 寺岡賢治 | てらおか内科クリニック | 大洲市若宮497 | 平成17年3月3日 |

| | | | | |
|-------|-----------------|-----------|-----------------|------------|
| 2703 | 山崎柳一 | クリニック山崎内科 | 四国中央市川之江町2978-1 | 平成17年3月7日 |
| 2704 | 毛利武文 | さくら歯科 | 東温市北方甲2429-1 | 平成17年3月7日 |
| 10628 | 有限会社おがた薬局 | おがた薬局 | 大洲市若宮496-2 | 平成17年2月2日 |
| 10629 | メディカルブレーション株式会社 | 白雲薬局 | 宇和島市広小路1-34 | 平成17年3月16日 |

○愛媛県告示第830号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

| 指定番号 | 開設者の氏名又は名称 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|----------------|----------------|------------------|-------------|
| 354 | 広見町長 | 広見町国民健康保険愛治診療所 | 北宇和郡広見町大字清水970-1 | 平成16年12月31日 |
| 355 | 広見町長 | 広見町国民健康保険三島診療所 | 北宇和郡広見町大字小松1511 | 平成16年12月31日 |
| 758 | 広田村長 | 広田村国民健康保険診療所 | 伊予郡広田村総津396 | 平成16年12月31日 |
| 2054 | 日吉村長 | 日吉村国民健康保険診療所 | 北宇和郡日吉村大字下鍵山299 | 平成16年12月31日 |
| 913 | 関前村長 | 大下へき地出張診療所 | 越智郡関前村大字大下甲1855 | 平成17年1月15日 |
| 914 | 関前村長 | 岡村へき地診療所 | 越智郡関前村大字岡村甲18-2 | 平成17年1月15日 |
| 1155 | 竹内鬼三郎 | 竹内外科胃腸科医院 | 今治市立花町三丁目6-36 | 平成17年1月31日 |
| 10383 | 緒方勝昭 | 緒方薬局 | 大洲市若宮496 | 平成17年1月31日 |
| 978 | 田中實 | 田中歯科医院 | 北宇和郡津島町岩松801-3 | 平成17年2月28日 |
| 1522 | 石川淳郎 | 石川内科胃腸科 | 大洲市若宮497 | 平成17年2月28日 |
| 1814 | 医療法人社団清水泌尿器科外科 | 清水泌尿器科外科 | 宇和島市御幸町二丁目6-3 | 平成17年3月5日 |

○愛媛県告示第831号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- マルヨシセンター新居浜東店
新居浜市田の上一丁目甲1096番1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルヨシセンター
香川県高松市南新町4番地の6
代表取締役 嵯峨山 由範
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルヨシセンター
香川県高松市南新町4番地の6
代表取締役 嵯峨山 由範
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年11月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,774平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
135台
イ 駐輪場の収容台数
35台
ウ 荷さばき施設の面積
193平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
54立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時

- 閉店時刻 午後12時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午前0時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成17年3月14日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第832号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更する年月日 | 届出年月日 |
|-----------------------|----------------------|------------|------|-----|-----------------|----------------|
| ホームセンターコーナ ン松山三津浜店 | 松山市大可賀三丁目 670番11外 | 駐輪場の収容台数 | 390台 | 40台 | 平成17年 11月23日 | 平成17年 3月23日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 833 号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

| 実施者 | 地 域 | 調 査 期 間 | 成 果 の 名 称 |
|-------|-----------|------------------|----------------|
| 四国中央市 | 新宮町新瀬川の一部 | 平成14年度から平成15年度まで | 四国中央市の地籍図及び地籍簿 |
| 東温市 | 山之内の 8、9 | 平成15年度から平成16年度まで | 東温市の地籍図及び地籍簿 |
| 東温市 | 松瀬川の一部 | 平成15年度から平成16年度まで | 東温市の地籍図及び地籍簿 |

2 認証年月日

平成17年4月8日

○愛媛県告示第 834 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・朝倉上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・朝倉上地区）計画書の写し
- (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年4月11日から5月12日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第 835 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第57条の 2 第 1 項の規定により、道後平野土地改良区の佐古ダム（管理事務所、観測設備、その他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。）の管理規程を認可したので、同条第 4 項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

- ア ダムの満水位は標高144.10メートル、最低水位は標高128.20メートルとする。
- イ ダムの貯水量は、旧佐古池用水と裏作用水に区分して管理するものとする。

ウ 貯水方法は通年貯水とし、旧佐古池用水を優先して貯水するものとする。

エ 旧佐古池用水の基準貯水量は 100,000 立方メートルとし、基準貯水量を下回ることが予想される場合は、面河ダムから必要量を注水する。

(2) 放水に関する事項

ア ダムからの放流は、洪水時を除き、原則として下流の水位に急激な変動を生じないようにしなければならない。

イ ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認められるときは、関係土地改良区、東温市、愛媛県、松山南警察署及び国土交通省四国地方整備局に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア かんがい期間は、旧佐古池かんがい期にあっては5月5日から10月31日まで、裏作かんがい期にあっては10月7日から翌年の6月5日まで、面河補給かんがい期にあっては6月6日から10月6日までとする。

イ かんがい用水のためのダムからの取水量は、旧佐古池用水にあっては最大毎秒0.510立方メートル、裏作用水にあっては最大毎秒0.222立方メートルを基準とする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項

ア 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。
- (イ) かんがい用水を取水する必要があるとき。
- (ウ) ダムの点検もしくは整備のため必要があるとき。
- (エ) その他やむを得ない必要があるとき。

イ 放水口ゲート及び副バルブは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。
- (イ) かんがい用水を放流する必要があるとき。
- (ウ) ダムの点検もしくは整備のため必要があるとき。
- (エ) その他やむを得ない必要があるとき。

ウ 取水口ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水を取水する必要があるとき。
- (イ) その他やむを得ない必要があるとき。

エ 注水口ゲート及び副バルブは、かんがい用水の必要水量を面河ダムよりダムに注水する場合に限り、これを操作するものとする。

オ 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つため、その点検及び整備を行わなければならない。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(7) 松山地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(7) 関係の気象台、市町、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化の予測

ウ 管理者は、松山地方気象台発表の震度階級4以上である地震が発生したときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置をとらなければならない。

エ 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつの恐れがあると認めるときは、関係機関と協議し、取水に関する節水計画をたて、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(7) 気象関係

天気、気温、降雨量

(イ) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量

イ 管理者は、毎年1回又は洪水の直後が必要であると認めるときは、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。

ウ 管理者は、堤体に設置された測定機器により、堤体の温度、堤圧及び漏水量について調査又は観測を行わなければならない。

エ 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(7) ア、イ及びウによる調査又は観測の結果

(イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項

(ウ) 緊急時における措置に関する事項

(エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量又は放流量

(オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第836号

温泉郡中島町西中島土地改良区、温泉郡中島町神和地区土地改良区及び中島町睦月土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、中島土地改良区と合併したので平成17年3月31日解散した。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第837号

温泉郡中島町土地改良区から認可申請のあった温泉郡中島町西中島土地改良区、温泉郡中島町神和地区土地改良区及び中島町睦月土地改良区の合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成17年3月31日認可したので、同日合併後存続する中島町土地改良区の定款を変更した。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第838号

熊野理太郎、福田米吉、井川義明、高橋薫、森英雄、河崎清、飛鷹総慶、篠永茂行、三好幸、白峰精一郎、河村重義、星川久幸、鎌倉敏行、近藤常房及び高橋寅夫から認可申請のあった合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成17年4月1日認可したので、同日四国中央市三島土地改良区は合併により設立し、四国中央市松柏土地改良区、四国中央市三島中央土地改良区、四国中央市寒川町土地改良区、四国中央市豊岡町土地改良区及び四国中央市富郷町土地改良区は合併により解散した。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第839号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定に基づき、愛媛県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を次のとおり変更した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、各地方局産業経済部農政普及課に備え置いて縦覧に供する。）

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第840号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 宇区第247号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 宇和島市戸島地先

(ウ) 漁場の区域

Aア及びA Bの2直線とA B間の最大低潮時

海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点A 宇和島市戸島赤崎岩
- B 宇和島市戸島権現神社鳥居前
- 点ア Aから宇和島市蒋黒島東端見通し230メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市戸島

エ 制限又は条件

- (ア) 漁場に設置するいかだの台数については別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 宇区第248号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 八幡浜市保内町川之石地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点A 八幡浜市保内町住吉鼻
- 点ア Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点
- イ Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し240メートルの点
- ウ イから270度100メートルの点
- エ アから270度100メートルの点

ウ 地元地区 八幡浜市保内町

エ 制限又は条件

- (ア) 漁場に設置するいかだの台数については、別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 宇特区第384号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|--------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 真珠貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域

- 基点A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属鈹
- 点ア Aから89度40分22秒248メートルの点
- イ Aから320度13分01秒908メートル

の点

ウ Aから6度07分40秒1408メートルの点

エ Aから21度49分23秒1214メートルの点

オ Aから50度42分43秒910メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 宇特区第385号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | ひおうぎ貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属鈹

点ア Aから100度57分47秒331メートルの点

イ Aから89度40分22秒248メートルの点

ウ Aから65度39分18秒411メートルの点

エ Aから76度53分15秒464メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇特区第386号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属鈹

点ア Aから50度42分53秒910メートルの点

- イ Aから35度27分03秒 1,016メートルの点
- ウ Aから35度28分11秒 1,146メートルの点
- エ Aから47度34分49秒 1,144メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(6) ア 免許番号 宇特区第 387 号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | ひおうぎ貝養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 宇和島市下波1923番地に設置された国土調査図根点(H3-1の石柱)

点ア Aから268度45分22秒580メートルの点

イ Aから264度03分47秒671メートルの点

ウ Aから271度01分10秒725メートルの点

エ Aから276度11分15秒646メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成17年8月1日

3 申請期間

平成17年4月8日から平成17年7月11日まで

4 存続期間

(1) 区画漁業権

平成17年8月1日から平成26年3月31日まで

(2) 特定区画漁業権

平成17年8月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第 841 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年4月8日

波方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市波方町波方字北ノ手甲2622番18から同2533番5を経て同2533番6に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と1点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+4.47メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市波方町波方字石持乙482番地の1国土地理院「長泉寺」四等三角点)は、北緯34度07分10秒0472、東経132度57分29秒8545の地点

1点は、基点から真北318度41分46秒839.48メートルの地点

2点は、1点から真北172度54分58秒16.21メートルの地点

3点は、2点から真北169度17分17秒5.00メートルの地点

4点は、3点から真北165度35分54秒14.11メートルの地点

5点は、4点から真北157度29分56秒18.38メートルの地点

6点は、5点から真北151度12分09秒6.75メートルの地点

7点は、6点から真北146度34分56秒13.19メートルの地点

8点は、7点から真北145度28分27秒11.45メートルの地点

9点は、8点から真北143度11分05秒8.38メートルの地点

10点は、9点から真北142度04分51秒20.82メートルの地点

11点は、10点から真北140度34分40秒18.91メートルの地点

12点は、11点から真北139度28分55秒10.29メートルの地点

13点は、12点から真北139度04分55秒6.88メートルの地点

14点は、13点から真北138度31分07秒6.88メートルの地点

15点は、14点から真北137度51分33秒6.85メートルの地点

16点は、15点から真北49度21分09秒5.65メートルの地点

17点は、16点から真北 134 度27分30秒8.30メートルの地点

18点は、17点から真北 134 度27分02秒 12.76メートルの地点

19点は、18点から真北 134 度27分40秒6.62メートルの地点

20点は、19点から真北 129 度42分22秒 19.37メートルの地点

21点は、20点から真北 129 度42分15秒8.83メートルの地点

22点は、21点から真北 127 度19分27秒 10.90メートルの地点

23点は、22点から真北 127 度19分25秒 12.07メートルの地点

24点は、23点から真北 127 度19分14秒8.72メートルの地点

25点は、24点から真北 127 度19分27秒5.68メートルの地点

ウ 面積

918.42平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市波方町波方字北ノ手甲2622番18から同2533番5を経て同2533番6に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からMM点までを順次直線で結んだ線及びMM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市波方町波方字石持乙482番地の1国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経 132 度57分29秒8545の地点

A点は、基点から真北 318 度45分51秒847.98メートルの地点

B点は、A点から真北82度43分16秒7.06メートルの地点

C点は、B点から真北 172 度48分04秒 24.12メートルの地点

D点は、C点から真北 169 度56分25秒4.49メートルの地点

E点は、D点から真北 165 度38分01秒 13.73メートルの地点

F点は、E点から真北 157 度29分59秒 17.89メートルの地点

G点は、F点から真北 151 度10分05秒6.57メートルの地点

H点は、G点から真北 146 度51分04秒 13.24メートルの地点

I点は、H点から真北 145 度07分52秒 11.07メートルの地点

J点は、I点から真北 143 度11分41秒8.34メートルの地点

K点は、J点から真北 142 度04分48秒 20.73メートルの地点

L点は、K点から真北 140 度29分21秒 21.20メー

ルの地点

M点は、L点から真北49度37分34秒101.67メートルの地点

N点は、M点から真北 137 度06分44秒103.02メートルの地点

O点は、N点から真北 214 度57分57秒 98.13メートルの地点

P点は、O点から真北 288 度28分03秒6.11メートルの地点

Q点は、P点から真北 296 度01分14秒6.64メートルの地点

R点は、Q点から真北 301 度50分02秒7.89メートルの地点

S点は、R点から真北 302 度16分46秒 12.12メートルの地点

T点は、S点から真北 306 度24分56秒 10.90メートルの地点

U点は、T点から真北 309 度09分21秒9.18メートルの地点

V点は、U点から真北 312 度55分14秒 20.15メートルの地点

W点は、V点から真北 312 度58分10秒6.86メートルの地点

X点は、W点から真北 315 度43分20秒 13.24メートルの地点

Y点は、X点から真北 316 度26分22秒9.09メートルの地点

Z点は、Y点から真北 334 度28分06秒7.04メートルの地点

AA点は、Z点から真北 319 度14分50秒6.97メートルの地点

BB点は、AA点から真北 319 度11分38秒6.88メートルの地点

CC点は、BB点から真北 318 度58分34秒 10.35メートルの地点

DD点は、CC点から真北 318 度46分46秒 19.04メートルの地点

EE点は、DD点から真北 318 度57分38秒 21.01メートルの地点

FF点は、EE点から真北 322 度52分26秒8.45メートルの地点

GG点は、FF点から真北 325 度56分27秒 11.62メートルの地点

HH点は、GG点から真北 329 度02分52秒 13.66メートルの地点

II点は、HH点から真北 332 度35分07秒7.09メートルの地点

JJ点は、II点から真北 336 度51分33秒 19.30メートルの地点

KK点は、JJ点から真北 347 度25分33秒 14.80メートルの地点

LL点は、KK点から真北 353 度38分07秒5.19メートルの地点

MM点は、LL点から真北 355 度16分23秒 20 .05 メートルの地点

ウ 面積

13 890 26平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地 約 510平方メートル

道路用地 約 220平方メートル

水路用地 約 5 平方メートル

胸壁用地 約 70平方メートル

護岸用地 約 110平方メートル

4 出願年月日

平成17年3月24日

○愛媛県告示第 842 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市別宮町一丁目4番地1

今治市

代表者 今治市長 越智忍

今治市大西町脇甲1032番地1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市宮窪町宮窪1293番8の地先公有水面

イ 区域

次の1点から22点までを順次直線で結んだ線並びに22点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪1414番4地先の東防波堤上に設置された金属錐）は、北緯34度10分16秒、東経133度05分00秒の地点

1点は、基点から真北108度36分08秒419.10メートルの地点

2点は、1点から真北354度20分02秒94.92メートルの地点

3点は、2点から真北84度20分02秒1.00メートルの地点

4点は、3点から真北354度20分02秒3.40メートルの地点

5点は、4点から真北264度20分02秒1.00メートルの地点

6点は、5点から真北354度20分02秒36.60メートルの地点

7点は、6点から真北84度20分02秒1.00メートルの地点

8点は、7点から真北354度20分02秒3.40メートルの地点

9点は、8点から真北264度20分02秒1.00メートル

の地点

10点は、9点から真北354度20分02秒36.60メートルの地点

11点は、10点から真北84度20分02秒1.00メートルの地点

12点は、11点から真北354度20分02秒3.40メートルの地点

13点は、12点から真北264度20分02秒1.00メートルの地点

14点は、13点から真北354度20分02秒36.60メートルの地点

15点は、14点から真北84度20分02秒1.00メートルの地点

16点は、15点から真北354度20分02秒3.40メートルの地点

17点は、16点から真北264度20分02秒1.00メートルの地点

18点は、17点から真北354度20分02秒10.70メートルの地点

19点は、18点から真北84度20分02秒44.70メートルの地点

20点は、19点から真北174度20分02秒218.50メートルの地点

21点は、20点から真北84度20分02秒5.30メートルの地点

22点は、21点から真北174度20分02秒6.04メートルの地点

ウ 面積

10 208 98平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市宮窪町宮窪1293番2から同7872番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪1414番4地先の東防波堤上に設置された金属錐）は、北緯34度10分16秒、東経133度05分00秒の地点

A点は、基点から真北113度42分37秒354.70メートルの地点

B点は、A点から真北345度26分41秒199.52メートルの地点

C点は、B点から真北354度20分02秒172.28メートルの地点

D点は、C点から真北84度20分02秒252.39メートルの地点

E点は、D点から真北174度20分02秒172.28メートルの地点

F点は、E点から真北197度18分28秒154.59メートルの地点

G点は、F点から真北196度41分12秒54.18メートルの地点

H点は、G点から真北 256 度56分17秒 55.88 メートルの地点

ウ 面積

82,026.44平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 9,330平方メートル

護岸用地 約 880平方メートル

4 埋立免許年月日

平成17年3月28日

○愛媛県告示第 843 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 市長 越智忍

今治市大西町脇1032番地1

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

今治市関前岡村乙788番3から同所甲2143番3までの地先公有水面

2 工区

今治市関前岡村甲2118番5から同所甲2118番3までの地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の1点から69点までを順次直線で結んだ線並びに69点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点1（今治市関前岡村乙788番2地先の道路上の標識竝）は、北緯34度11分32秒、東経132度53分11秒の地点

1点は、基点1から真北263度59分40秒6.17メートルの地点

2点は、1点から真北355度56分23秒1.61メートルの地点

3点は、2点から真北266度15分05秒19.36メートルの地点

4点は、3点から真北260度08分58秒10.39メートルの地点

5点は、4点から真北249度01分44秒10.70メートルの地点

6点は、5点から真北238度18分15秒10.55メートル

の地点

7点は、6点から真北226度52分09秒10.51メートルの地点

8点は、7点から真北223度33分37秒12.10メートルの地点

9点は、8点から真北227度48分37秒12.16メートルの地点

10点は、9点から真北230度34分55秒3.29メートルの地点

11点は、10点から真北230度34分46秒2.00メートルの地点

12点は、11点から真北232度52分32秒6.84メートルの地点

13点は、12点から真北235度55分35秒12.10メートルの地点

14点は、13点から真北238度10分53秒23.07メートルの地点

15点は、14点から真北238度37分01秒6.77メートルの地点

16点は、15点から真北329度29分45秒2.33メートルの地点

17点は、16点から真北240度19分09秒2.00メートルの地点

18点は、17点から真北149度29分45秒2.33メートルの地点

19点は、18点から真北242度03分57秒12.26メートルの地点

20点は、19点から真北245度41分57秒10.49メートルの地点

21点は、20点から真北248度30分45秒10.54メートルの地点

22点は、21点から真北248度37分59秒10.34メートルの地点

23点は、22点から真北246度03分29秒9.39メートルの地点

24点は、23点から真北243度47分39秒4.64メートルの地点

25点は、24点から真北332度28分02秒2.33メートルの地点

26点は、25点から真北243度17分39秒2.00メートルの地点

27点は、26点から真北152度28分02秒2.33メートルの地点

28点は、27点から真北242度04分25秒4.71メートルの地点

29点は、28点から真北240度05分16秒10.33メートルの地点

30点は、29点から真北238度35分18秒20.52メートルの地点

31点は、30点から真北239度18分56秒10.41メートルの地点

32点は、31点から真北242度33分12秒10.41メートルの地点

33点は、32点から真北 244 度33分56秒 10 43 メートルの地点
 34点は、33点から真北 247 度28分02秒 10 39 メートルの地点
 35点は、34点から真北 248 度13分18秒5 54メートルの地点
 36点は、35点から真北 338 度04分15秒2 33メートルの地点
 37点は、36点から真北 249 度20分12秒2 00メートルの地点
 38点は、37点から真北 158 度04分17秒2 34メートルの地点
 39点は、38点から真北 248 度55分46秒 18 82 メートルの地点
 40点は、39点から真北 250 度42分36秒9 32メートルの地点
 41点は、40点から真北 255 度13分42秒9 34メートルの地点
 42点は、41点から真北 258 度36分05秒8 61メートルの地点
 43点は、42点から真北 261 度58分12秒8 43メートルの地点
 44点は、43点から真北 268 度17分22秒8 51メートルの地点
 45点は、44点から真北 272 度27分03秒 10 38 メートルの地点
 46点は、45点から真北 273 度02分23秒 17 05 メートルの地点
 47点は、46点から真北 275 度48分06秒9 95メートルの地点
 48点は、47点から真北 278 度37分11秒9 88メートルの地点
 49点は、48点から真北 281 度15分24秒9 89メートルの地点
 50点は、49点から真北 284 度25分00秒9 86メートルの地点
 51点は、50点から真北 287 度29分53秒9 88メートルの地点
 52点は、51点から真北 290 度09分45秒9 08メートルの地点
 53点は、52点から真北21度46分27秒2 34メートルの地点
 54点は、53点から真北 291 度53分50秒2 00メートルの地点
 55点は、54点から真北 201 度46分27秒2 34メートルの地点
 56点は、55点から真北 293 度20分42秒8 69メートルの地点
 57点は、56点から真北 295 度56分04秒9 92メートルの地点
 58点は、57点から真北 297 度17分57秒 11 07 メートルの地点
 59点は、58点から真北 298 度08分11秒 10 62 メートル

の地点
 60点は、59点から真北 298 度59分40秒 10 56 メートルの地点
 61点は、60点から真北 300 度46分55秒 10 55 メートルの地点
 62点は、61点から真北 301 度59分51秒 10 62 メートルの地点
 63点は、62点から真北 302 度21分57秒 11 68 メートルの地点
 64点は、63点から真北33度07分35秒2 34メートルの地点
 65点は、64点から真北 301 度37分07秒2 01メートルの地点
 66点は、65点から真北 213 度07分35秒2 34メートルの地点
 67点は、66点から真北 302 度21分18秒 83 64 メートルの地点
 68点は、67点から真北 306 度22分22秒 10 88 メートルの地点
 69点は、68点から真北 302 度55分29秒6 50メートルの地点
 2 工区
 次の70点から83点までを順次直線で結んだ線並びに83点と70点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T . P . + 1 83メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域
 基点2（今治市関前岡村甲2143番3地先の階段天端の標識鉄）は、北緯34度11分31秒、東経 132 度52分48秒の地点
 70点は、基点2から真北 311 度07分12秒 62 90 メートルの地点
 71点は、70点から真北 316 度09分00秒5 78メートルの地点
 72点は、71点から真北 320 度14分39秒8 84メートルの地点
 73点は、72点から真北 322 度44分41秒8 77メートルの地点
 74点は、73点から真北 323 度04分07秒4 85メートルの地点
 75点は、74点から真北 318 度30分04秒4 91メートルの地点
 76点は、75点から真北 309 度07分20秒4 90メートルの地点
 77点は、76点から真北 297 度57分29秒4 89メートルの地点
 78点は、77点から真北 290 度47分29秒4 82メートルの地点
 79点は、78点から真北 283 度42分34秒4 89メートルの地点
 80点は、79点から真北 277 度33分52秒4 87メートルの地点
 81点は、80点から真北 268 度36分47秒4 83メートルの地点

82点は、81点から真北 268 度31分08秒7.24メートルの地点

83点は、82点から真北 270 度43分52秒7.68メートルの地点

(3) 面積

1 工区 2,194.61平方メートル

2 工区 258.82平方メートル

計 2,453.43平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成元年12月7日 愛媛県指令河第 678 号

4 しゅん功認可年月日

平成17年4月8日

○愛媛県告示第 844 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア 第1工区

今治市宮窪町宮窪6462番2地先の公有水面

イ 第2工区

今治市宮窪町宮窪6460番2から同6459番までの地先公有水面

ウ 第3工区

今治市宮窪町宮窪6448番2から同6448番3までの地先公有水面

エ 第4工区

今治市宮窪町宮窪6448番3から同6447番までの地先公有水面

オ 第5工区

今治市宮窪町宮窪6423番2から同6398番2までの地先公有水面

カ 第6工区

今治市宮窪町宮窪6396番2から同6394番1までの地先公有水面

キ 第7工区

今治市宮窪町宮窪6389番3から同6381番2までの地先公有水面

ク 第8工区

今治市宮窪町宮窪6380番2から同6380番3までの地先公有水面

ケ 第9工区

今治市宮窪町宮窪6317番から同6316番2までの地先公有水面

コ 第10工区

今治市宮窪町宮窪6301番2から同6145番までの地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の1点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈹）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北163度02分26秒17.06メートルの地点

2点は、1点から真北75度22分35秒5.46メートルの地点

3点は、2点から真北58度43分48秒2.27メートルの地点

4点は、3点から真北147度17分46秒5.83メートルの地点

5点は、4点から真北231度10分36秒2.35メートルの地点

イ 第2工区

次の1点から4点までを順次直線で結んだ線並びに4点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈹）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北148度57分05秒44.93メートルの地点

2点は、1点から真北51度43分56秒5.73メートルの地点

3点は、2点から真北119度56分45秒13.86メートルの地点

4点は、3点から真北121度14分46秒18.96メートルの地点

ウ 第3工区

次の1点から2点までを順次直線で結んだ線並びに2点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈹）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北141度43分20秒110.15メートルの地点

2点は、1点から真北177度59分44秒34.59メートルの地点

エ 第4工区

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線並びに12点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈎）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北155度27分21秒166.75メートルの地点

2点は、1点から真北89度19分58秒0.60メートルの地点

3点は、2点から真北175度39分08秒11.02メートルの地点

4点は、3点から真北171度34分04秒10.16メートルの地点

5点は、4点から真北163度20分49秒10.32メートルの地点

6点は、5点から真北154度55分09秒8.18メートルの地点

7点は、6点から真北62度59分14秒0.57メートルの地点

8点は、7点から真北148度42分41秒2.96メートルの地点

9点は、8点から真北236度20分15秒0.57メートルの地点

10点は、9点から真北145度12分06秒4.45メートルの地点

11点は、10点から真北142度08分04秒4.79メートルの地点

12点は、11点から真北227度16分34秒1.56メートルの地点

オ 第5工区

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈎）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北156度55分02秒221.02メートルの地点

2点は、1点から真北43度34分45秒1.42メートルの地点

3点は、2点から真北133度40分18秒17.44メートルの地点

4点は、3点から真北134度25分41秒15.86メートルの地点

5点は、4点から真北136度05分24秒7.95メートルの地点

6点は、5点から真北139度49分19秒8.01メートルの地点

カ 第6工区

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈎）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北153度48分39秒295.14メートルの地点

2点は、1点から真北103度25分01秒0.65メートルの地点

3点は、2点から真北191度27分23秒15.33メートルの地点

4点は、3点から真北192度19分16秒13.07メートルの地点

5点は、4点から真北101度54分55秒0.55メートルの地点

6点は、5点から真北190度53分05秒3.03メートルの地点

7点は、6点から真北277度52分03秒0.55メートルの地点

8点は、7点から真北189度08分47秒8.10メートルの地点

9点は、8点から真北182度20分41秒6.20メートルの地点

キ 第7工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈎）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北161度20分50秒433.56メートルの地点

2点は、1点から真北164度55分24秒10.03メートルの地点

3点は、2点から真北76度22分23秒0.54メートルの地点

4点は、3点から真北164度12分54秒3.04メートルの地点

5点は、4点から真北248度40分23秒0.58メートルの地点

6点は、5点から真北161度40分56秒23.04メートルの地点

7点は、6点から真北162度40分25秒7.92メートルの地点

8点は、7点から真北252度57分10秒1.59メートルの地点

ク 第8工区

次の1点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線によ

り囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈹）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北163度11分23秒500.89メートルの地点

2点は、1点から真北116度10分15秒0.58メートルの地点

3点は、2点から真北205度27分31秒12.02メートルの地点

4点は、3点から真北196度26分51秒5.97メートルの地点

5点は、4点から真北275度27分29秒0.76メートルの地点

ケ 第9工区

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈹）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北164度49分27秒563.49メートルの地点

2点は、1点から真北49度52分45秒0.81メートルの地点

3点は、2点から真北139度48分48秒4.25メートルの地点

4点は、3点から真北133度44分45秒12.85メートルの地点

5点は、4点から真北139度59分59秒8.25メートルの地点

6点は、5点から真北154度02分30秒7.76メートルの地点

7点は、6点から真北163度41分42秒8.21メートルの地点

8点は、7点から真北171度52分05秒8.93メートルの地点

9点は、8点から真北179度31分34秒8.82メートルの地点

10点は、9点から真北189度32分03秒7.48メートルの地点

11点は、10点から真北279度31分46秒0.70メートルの地点

コ 第10工区

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線並びに20点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪6468番2地先の護岸に設置された金属鈹）は、北緯34度11分12秒、東経133度04分30秒の地点

1点は、基点から真北167度04分21秒653.57メー

ルの地点

2点は、1点から真北135度00分00秒0.28メートルの地点

3点は、2点から真北217度10分32秒8.62メートルの地点

4点は、3点から真北207度34分38秒8.32メートルの地点

5点は、4点から真北198度46分59秒8.06メートルの地点

6点は、5点から真北190度26分26秒29.16メートルの地点

7点は、6点から真北191度43分13秒9.77メートルの地点

8点は、7点から真北196度20分04秒15.69メートルの地点

9点は、8点から真北203度32分06秒9.39メートルの地点

10点は、9点から真北206度55分51秒45.38メートルの地点

11点は、10点から真北201度54分33秒20.52メートルの地点

12点は、11点から真北196度02分30秒14.55メートルの地点

13点は、12点から真北186度14分10秒15.52メートルの地点

14点は、13点から真北178度58分34秒10.29メートルの地点

15点は、14点から真北176度42分41秒4.84メートルの地点

16点は、15点から真北86度10分16秒2.84メートルの地点

17点は、16点から真北175度00分24秒5.77メートルの地点

18点は、17点から真北265度33分52秒2.85メートルの地点

19点は、18点から真北173度44分18秒5.30メートルの地点

20点は、19点から真北264度49分49秒2.92メートルの地点

(3) 面積

第1工区 21.67平方メートル

第2工区 160.24平方メートル

第3工区 37.26平方メートル

第4工区 74.95平方メートル

第5工区 26.21平方メートル

第6工区 32.66平方メートル

第7工区 57.16平方メートル

第8工区 12.25平方メートル

第9工区 65.58平方メートル

第10工区 426.76平方メートル

合計 914.74平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和55年7月28日 愛媛県指令河第441号

4 しゅん功認可年月日
平成17年4月8日

○愛媛県告示第 845 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市
今治市別宮町一丁目4番地1
代表者 市長 越智忍
今治市大西町脇1032番1

2 埋立区域

(1) 位置

今治市伯方町木浦甲3940番5から同甲853番1までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から4点までを順次直線で結んだ線、4点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域、5点から91点までを順次直線で結んだ線並びに91点と5点を直線で結んだ線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（今治市伯方町木浦甲3940番5地先に設置された金属錕）は、北緯34度12分47秒、東経133度06分48秒の地点

1点は、基点から真北38度14分00秒6.30メートルの地点

2点は、1点から真北353度22分53秒3.89メートルの地点

3点は、2点から真北80度55分29秒2.70メートルの地点

4点は、3点から真北178度12分46秒4.04メートルの地点

5点は、基点から真北70度41分19秒17.20メートルの地点

6点は、5点から真北356度32分14秒5.00メートルの地点

7点は、6点から真北79度36分02秒6.17メートルの地点

8点は、7点から真北79度33分43秒6.62メートルの地点

9点は、8点から真北77度32分15秒12.07メートルの地点

10点は、9点から真北348度57分55秒0.90メートルの地点

11点は、10点から真北76度57分09秒2.76メートルの地点

12点は、11点から真北167度24分59秒0.91メートルの

地点

13点は、12点から真北76度45分52秒24.07メートルの地点

14点は、13点から真北76度58分15秒8.33メートルの地点

15点は、14点から真北76度38分24秒2.03メートルの地点

16点は、15点から真北77度01分16秒6.77メートルの地点

17点は、16点から真北77度01分21秒3.74メートルの地点

18点は、17点から真北75度23分50秒13.14メートルの地点

19点は、18点から真北75度23分45秒14.63メートルの地点

20点は、19点から真北75度25分47秒2.86メートルの地点

21点は、20点から真北69度43分21秒13.85メートルの地点

22点は、21点から真北63度39分30秒8.60メートルの地点

23点は、22点から真北58度31分34秒9.98メートルの地点

24点は、23点から真北52度00分43秒4.66メートルの地点

25点は、24点から真北47度40分49秒5.76メートルの地点

26点は、25点から真北45度20分06秒6.05メートルの地点

27点は、26点から真北44度00分06秒20.09メートルの地点

28点は、27点から真北39度11分04秒3.07メートルの地点

29点は、28点から真北38度03分46秒8.78メートルの地点

30点は、29点から真北35度09分06秒5.44メートルの地点

31点は、30点から真北24度11分22秒5.13メートルの地点

32点は、31点から真北22度51分19秒4.87メートルの地点

33点は、32点から真北20度07分55秒6.09メートルの地点

34点は、33点から真北14度45分49秒4.51メートルの地点

35点は、34点から真北284度40分38秒1.54メートルの地点

36点は、35点から真北11度59分53秒2.86メートルの地点

37点は、36点から真北104度12分24秒1.63メートルの地点

38点は、37点から真北11度16分54秒1.58メートルの地点

39点は、38点から真北11度17分04秒2 20メートルの地点
 40点は、39点から真北7度25分49秒 10.13メートルの地点
 41点は、40点から真北7度03分13秒9.94メートルの地点
 42点は、41点から真北6度54分55秒 10.13メートルの地点
 43点は、42点から真北5度56分09秒 10.25メートルの地点
 44点は、43点から真北5度17分34秒 26.80メートルの地点
 45点は、44点から真北5度17分44秒 22.45メートルの地点
 46点は、45点から真北6度44分20秒 17.33メートルの地点
 47点は、46点から真北8度27分43秒4.52メートルの地点
 48点は、47点から真北8度45分54秒 18.90メートルの地点
 49点は、48点から真北9度28分51秒 13.30メートルの地点
 50点は、49点から真北280度50分11秒1.54メートルの地点
 51点は、50点から真北12度13分48秒2.81メートルの地点
 52点は、51点から真北99度14分14秒1.46メートルの地点
 53点は、52点から真北9度26分47秒 49.26メートルの地点
 54点は、53点から真北9度45分59秒 23.11メートルの地点
 55点は、54点から真北9度46分05秒 14.02メートルの地点
 56点は、55点から真北341度43分37秒5.04メートルの地点
 57点は、56点から真北273度00分05秒1.34メートルの地点
 58点は、57点から真北6度28分59秒3.99メートルの地点
 59点は、58点から真北98度28分16秒1.43メートルの地点
 60点は、59点から真北82度39分18秒7.81メートルの地点
 61点は、60点から真北63度17分14秒1.74メートルの地点
 62点は、61点から真北41度36分09秒1.38メートルの地点
 63点は、62点から真北27度24分03秒1.38メートルの地点
 64点は、63点から真北10度41分59秒6.81メートルの地点
 65点は、64点から真北8度57分04秒9.93メートルの地

点
 66点は、65点から真北87度07分58秒0.60メートルの地点
 67点は、66点から真北184度02分31秒 10.47メートルの地点
 68点は、67点から真北191度38分56秒 10.97メートルの地点
 69点は、68点から真北194度52分15秒 72.97メートルの地点
 70点は、69点から真北223度29分28秒2.90メートルの地点
 71点は、70点から真北189度36分26秒2.60メートルの地点
 72点は、71点から真北111度45分13秒4.90メートルの地点
 73点は、72点から真北162度57分10秒8.80メートルの地点
 74点は、73点から真北186度33分55秒 47.30メートルの地点
 75点は、74点から真北276度16分48秒3.89メートルの地点
 76点は、75点から真北201度46分04秒2.22メートルの地点
 77点は、76点から真北186度02分16秒 26.77メートルの地点
 78点は、77点から真北185度20分20秒 55.50メートルの地点
 79点は、78点から真北100度40分32秒 15.52メートルの地点
 80点は、79点から真北204度23分41秒 16.97メートルの地点
 81点は、80点から真北196度20分15秒5.66メートルの地点
 82点は、81点から真北206度47分35秒 11.46メートルの地点
 83点は、82点から真北216度02分00秒 11.56メートルの地点
 84点は、83点から真北222度29分50秒 20.06メートルの地点
 85点は、84点から真北224度59分18秒 41.56メートルの地点
 86点は、85点から真北234度06分41秒 15.74メートルの地点
 87点は、86点から真北248度33分32秒 24.03メートルの地点
 88点は、87点から真北254度09分40秒 11.82メートルの地点
 89点は、88点から真北257度26分05秒 69.16メートルの地点
 90点は、89点から真北169度51分57秒1.50メートルの地点
 91点は、90点から真北257度11分15秒 10.80メートルの地点

(3) 面積

3 255.67平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和57年1月25日 愛媛県指令56河第1007号

4 しゅん功認可年月日

平成17年4月8日

○愛媛県告示第846号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

今治市大三島町大字宗方1187番から同675番までの地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次直線で結んだ線並びに⑥の地点と①の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.85メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（地積図根三角点イ-3）は、北緯34度12分17.1962秒、東経132度57分01.1809秒の地点

①の地点は、基点から真北315度38分46秒14.299メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北283度57分36秒30.769メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北195度30分02秒2.845メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北285度40分16秒12.626メートルの地点

⑤の地点は、④の地点から真北15度11分53秒2.768メートルの地点

⑥の地点は、⑤の地点から真北286度06分58秒25.498メートルの地点

(3) 面積

445.40平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和44年3月11日 愛媛県指令河第858号

4 しゅん功認可年月日

平成17年4月8日

○愛媛県告示第847号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア A箇所

今治市上浦町盛2786番から同3848番までの地先公有水面

イ B箇所

今治市上浦町盛3848番から同3112番までの地先公有水面

(2) 区域

ア A箇所

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C.D.L.+3.84メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市上浦町盛3852番地内の盛漁港妻崎護岸に設置された金属鈔）は、北緯34度17分25秒、東経133度01分51秒の地点

1点は、基点から真北160度41分35秒150.98メートルの地点

2点は、1点から真北134度19分07秒10.17メートルの地点

3点は、2点から真北134度48分23秒10.04メートルの地点

4点は、3点から真北135度16分09秒8.13メートルの地点

5点は、4点から真北135度24分05秒11.91メートルの地点

6点は、5点から真北135度24分15秒8.62メートルの地点

7点は、6点から真北135度19分04秒11.35メートルの地点

8点は、7点から真北134度25分41秒19.83メートルの地点

9点は、8点から真北132度26分45秒13.73メートルの地点

10点は、9点から真北130度47分49秒5.97メートルの地点

11点は、10点から真北129度00分09秒4.28メートル

の地点

イ B 箇所

次の12点から52点までを順次直線で結んだ線並びに52点と12点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市上浦町盛3852番地内の盛漁港妻崎護岸に設置された金属錐）は、北緯34度17分25秒、東経133度01分51秒の地点

12点は、基点から真北147度23分19秒279.36メートルの地点

13点は、12点から真北124度54分04秒1.60メートルの地点

14点は、13点から真北127度52分19秒6.45メートルの地点

15点は、14点から真北37度17分47秒1.42メートルの地点

16点は、15点から真北126度14分18秒0.60メートルの地点

17点は、16点から真北37度13分17秒0.82メートルの地点

18点は、17点から真北36度49分02秒1.53メートルの地点

19点は、18点から真北127度22分35秒1.20メートルの地点

20点は、19点から真北217度33分09秒1.53メートルの地点

21点は、20点から真北216度01分59秒2.25メートルの地点

22点は、21点から真北127度14分03秒2.49メートルの地点

23点は、22点から真北127度14分21秒0.87メートルの地点

24点は、23点から真北127度12分41秒1.01メートルの地点

25点は、24点から真北127度13分53秒2.12メートルの地点

26点は、25点から真北127度14分12秒2.00メートルの地点

27点は、26点から真北127度09分31秒4.76メートルの地点

28点は、27点から真北127度35分05秒19.40メートルの地点

29点は、28点から真北129度39分19秒10.21メートルの地点

30点は、29点から真北132度17分49秒10.30メートルの地点

31点は、30点から真北135度48分40秒10.39メートルの地点

32点は、31点から真北140度16分47秒10.48メートルの地点

33点は、32点から真北144度56分23秒8.39メートルの地点

34点は、33点から真北151度01分13秒12.72メートルの地点

35点は、34点から真北156度34分02秒10.44メートルの地点

36点は、35点から真北160度36分40秒10.35メートルの地点

37点は、36点から真北163度48分53秒10.26メートルの地点

38点は、37点から真北165度57分15秒10.17メートルの地点

39点は、38点から真北167度31分01秒15.21メートルの地点

40点は、39点から真北167度37分39秒4.89メートルの地点

41点は、40点から真北167度38分01秒20.00メートルの地点

42点は、41点から真北167度38分03秒14.71メートルの地点

43点は、42点から真北162度36分23秒5.19メートルの地点

44点は、43点から真北165度16分14秒9.76メートルの地点

45点は、44点から真北162度59分05秒9.76メートルの地点

46点は、45点から真北159度48分39秒9.76メートルの地点

47点は、46点から真北157度31分24秒9.75メートルの地点

48点は、47点から真北144度42分12秒11.58メートルの地点

49点は、48点から真北153度37分36秒8.02メートルの地点

50点は、49点から真北149度38分09秒17.99メートルの地点

51点は、50点から真北149度36分42秒1.32メートルの地点

52点は、51点から真北145度47分43秒3.43メートルの地点

(3) 面積

A 箇所 472.85平方メートル

B 箇所 1,707.71平方メートル

合計 2,180.56平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年3月28日 愛媛県指令港第82号

4 しゅん功認可年月日

平成17年4月8日

○愛媛県告示第848号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧するこ

とができる。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

ア 1工区

伊予市双海町大久保乙489番1から同甲597番6までの地先公有水面

イ 2工区

伊予市双海町大久保甲333番12から同乙235番3までの地先公有水面

ウ 3工区

伊予市双海町大久保甲331番3から同乙228番4までの地先公有水面

エ 4工区

伊予市双海町大久保甲319番1から同甲318番1までの地先公有水面

オ 5工区

伊予市双海町大久保甲41番1から同串乙51番6までの地先公有水面

- (2) 区域

ア 1工区

次①点から⑮点までを順次直線で結んだ線並びに⑮点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.34メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(伊予市双海町大久保甲601番1地先の国道378号線に設置された金属鈹)は、北緯33度39分26秒、東経132度35分59秒の地点

①点は、基点から真北64度23分19秒32.92メートルの地点

②点は、①点から真北252度49分32秒13.33メートルの地点

③点は、②点から真北253度02分57秒29.94メートルの地点

④点は、③点から真北253度08分25秒30.88メートルの地点

⑤点は、④点から真北252度01分50秒6.77メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北249度11分29秒6.13メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北246度02分41秒7.25メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北243度01分52秒7.05メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北240度08分04秒7.54メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北237度15分35秒6.96メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北234度33分45秒7.24メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北231度33分02秒6.42メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北228度34分38秒7.56メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北224度32分27秒1.85メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北149度03分03秒2.03メートルの地点

イ 2工区

次①点から⑫点までを順次直線で結んだ線並びに⑫点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.34メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(伊予市双海町大久保乙335番6地先の国道378号線に設置された金属鈹)は、北緯33度39分24秒、東経132度35分54秒の地点

①点は、基点から真北35度07分52秒36.32メートルの地点

②点は、①点から真北300度36分49秒0.98メートルの地点

③点は、②点から真北221度08分00秒40.56メートルの地点

④点は、③点から真北221度41分52秒19.84メートルの地点

⑤点は、④点から真北223度40分33秒9.70メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北225度48分31秒9.57メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北228度58分55秒9.69メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北230度43分38秒9.01メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北233度37分40秒10.20メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北236度32分07秒9.52メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北238度17分58秒10.02メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北239度21分31秒27.18メートルの地点

ウ 3工区

次①点が⑬点までを順次直線で結んだ線並びに⑬点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.34メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(伊予市双海町大久保乙233番5地先の国道378号線に設置された金属鈹)は、北緯33度39分20秒、東経132度35分47秒の地点

①点は、基点から真北55度04分03秒65.75メートル

の地点

②点は、①点から真北 239 度21分58秒3.49メートル

の地点

③点は、②点から真北 239 度15分52秒 60.04 メートルの地点

④点は、③点から真北 238 度59分47秒 29.98 メートルの地点

⑤点は、④点から真北 239 度36分48秒9.98メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 240 度08分38秒9.98メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 240 度48分49秒 10.26 メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 241 度18分21秒9.35メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 242 度13分05秒9.86メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 242 度56分43秒9.89メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 243 度47分40秒 20.03 メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北 244 度00分47秒 44.72 メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北 156 度21分27秒1.00メートルの地点

エ 4 工区

次①点が⑬点までを順次直線で結んだ線並びに⑬点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（伊予市双海町大久保乙 319 番 1 地先の国道 378号線に設置された金属鉄）は、北緯33度39分17秒、東経 132 度35分41秒の地点

①点は、基点から真北62度14分40秒7.49メートルの地点

②点は、①点から真北 326 度18分57秒2.70メートルの地点

③点は、②点から真北 244 度00分44秒 42.48 メートルの地点

④点は、③点から真北 243 度56分06秒 10.09 メートルの地点

⑤点は、④点から真北 241 度48分12秒9.71メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 238 度52分38秒9.83メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 235 度27分15秒 11.81 メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 231 度26分07秒 10.83 メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 227 度19分08秒 10.50 メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 223 度10分22秒4.63メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 122 度54分06秒2.34メートルの地点

オ 5 工区

次①点⑮点までを順次直線で結んだ線並びに⑮点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（伊予市双海町串乙 4 番16地先の国道 378 号線に設置された金属鉄）は、北緯33度39分05秒、東経 132度35分25秒の地点

①点は、基点から真北45度43分32秒447.81メートルの地点

②点は、①点から真北 306 度22分19秒2.35メートルの地点

③点は、②点から真北 220 度15分52秒0.48メートルの地点

④点は、③点から真北 218 度30分25秒3.51メートルの地点

⑤点は、④点から真北 215 度30分24秒9.04メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 212 度46分49秒 10.65 メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 210 度24分27秒9.86メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 208 度43分12秒 10.74 メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 208 度08分24秒 38.85 メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 208 度53分43秒 10.97 メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 209 度46分00秒9.73メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北 211 度22分53秒9.48メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北 214 度44分33秒9.50メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北 216 度53分19秒9.87メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北 220 度01分00秒9.70メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北 222 度48分12秒9.52メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北 225 度30分40秒9.75メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北 227 度59分54秒9.65メートルの地点

⑲点は、⑱点から真北 229 度48分03秒9.80メートルの地点

⑳点は、⑲点から真北 230 度35分52秒9.93メートルの地点

㉑点は、㉑点から真北 231 度05分51秒189.74メートルの地点

㉒点は、㉑点から真北 232 度06分37秒9.61メートル

の地点

②③点は、②点から真北 233 度30分14秒9 .72メートル

の地点

②④点は、②点から真北 235 度38分33秒 10 .12メートルの地点

②⑤点は、②点から真北 237 度17分45秒9 .83メートルの地点

②⑥点は、②点から真北 239 度21分00秒9 .65メートルの地点

②⑦点は、②点から真北 241 度37分11秒9 .81メートルの地点

②⑧点は、②点から真北 243 度43分42秒9 .79メートルの地点

②⑨点は、②点から真北 245 度13分25秒 10 .16メートルの地点

②⑩点は、②点から真北 246 度57分01秒9 .50メートルの地点

②⑪点は、②点から真北 247 度58分53秒9 .99メートルの地点

②⑫点は、②点から真北 248 度16分32秒 19 .79メートルの地点

②⑬点は、②点から真北 247 度49分37秒 10 .13メートルの地点

②⑭点は、②点から真北 246 度20分19秒 10 .49メートルの地点

②⑮点は、②点から真北 244 度06分31秒 10 .42メートルの地点

②⑯点は、②点から真北 242 度13分45秒 10 .03メートルの地点

②⑰点は、②点から真北 239 度03分51秒 10 .20メートルの地点

②⑱点は、②点から真北 236 度27分36秒 10 .48メートルの地点

②⑲点は、②点から真北 232 度41分24秒 10 .18メートルの地点

②⑳点は、②点から真北 229 度50分23秒 10 .38メートルの地点

②㉑点は、②点から真北 226 度51分55秒 10 .45メートルの地点

②㉒点は、②点から真北 225 度38分57秒3 .25メートルの地点

②㉓点は、②点から真北 224 度13分57秒1 .53メートルの地点

②㉔点は、②点から真北 223 度21分24秒5 .57メートルの地点

②㉕点は、②点から真北 222 度26分33秒 10 .43メートルの地点

②㉖点は、②点から真北 221 度15分22秒 10 .23メートルの地点

②㉗点は、②点から真北 220 度49分27秒9 .88メートルの地点

②㉘点は、②点から真北 221 度08分40秒9 .85メートルの地点

④⑨点は、④⑧点から真北 222 度02分27秒9 .67メートルの地点

④⑩点は、④⑨点から真北 224 度03分09秒9 .79メートルの地点

④⑪点は、④⑩点から真北 226 度38分24秒9 .74メートルの地点

④⑫点は、④⑪点から真北 230 度25分14秒9 .57メートルの地点

④⑬点は、④⑫点から真北 234 度23分00秒9 .35メートルの地点

④⑭点は、④⑬点から真北 237 度41分50秒9 .45メートルの地点

④⑮点は、④⑭点から真北 241 度28分03秒9 .91メートルの地点

④⑯点は、④⑮点から真北 244 度21分31秒9 .49メートルの地点

④⑰点は、④⑰点から真北 246 度49分27秒9 .53メートルの地点

④⑱点は、④⑱点から真北 247 度52分39秒 20 .02メートルの地点

④⑲点は、④⑲点から真北 248 度02分33秒 60 .09メートルの地点

④⑳点は、④⑲点から真北 247 度52分53秒 20 .03メートルの地点

④㉑点は、④㉑点から真北 247 度44分41秒 20 .02メートルの地点

④㉒点は、④㉒点から真北 247 度40分44秒 39 .98メートルの地点

④㉓点は、④㉓点から真北 247 度40分42秒 20 .02メートルの地点

④㉔点は、④㉔点から真北 248 度20分17秒9 .77メートルの地点

④㉕点は、④㉕点から真北 249 度00分05秒9 .91メートルの地点

④㉖点は、④㉖点から真北 249 度23分19秒2 .42メートルの地点

④㉗点は、④㉗点から真北 249 度27分50秒5 .05メートルの地点

④㉘点は、④㉘点から真北 159 度49分33秒3 .18メートルの地点

(3) 面積

1 工区 424 .34平方メートル

2 工区 337 .31平方メートル

3 工区 632 .30平方メートル

4 工区 781 .90平方メートル

5 工区 9 .371 35平方メートル

合計 11 .547 20平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和49年3月18日 愛媛県指令河第51号

4 しゅん功認可年月日

平成17年4月8日

○愛媛県告示第 849 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町
南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
代表者 町長 谷口長治
南宇和郡愛南町城辺甲4179番地 2

- 2 埋立区域

- (1) 位置

南宇和郡愛南町古月40番2から同78番3までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町古月78番2地先護岸に設置された標柱）は、北緯32度56分45秒、東経132度34分14秒の地点

1点は、基点から真北333度42分04秒22.25メートルの地点

2点は、1点から真北301度54分18秒6.07メートルの地点

3点は、2点から真北305度26分49秒12.49メートルの地点

4点は、3点から真北303度26分53秒7.96メートルの地点

5点は、4点から真北301度55分33秒8.56メートルの地点

6点は、5点から真北298度55分17秒8.40メートルの地点

7点は、6点から真北298度34分36秒5.27メートルの地点

8点は、7点から真北297度01分21秒15.40メートルの地点

9点は、8点から真北295度41分31秒10.73メートルの地点

10点は、9点から真北295度54分28秒4.90メートルの地点

- (3) 面積

367.88平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成2年3月13日 愛媛県指令元河第153号

- 4 しゅん功認可年月日

平成17年4月8日

○愛媛県告示第 850 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町
南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
代表者 町長 谷口長治
南宇和郡愛南町城辺甲4179番地 2

- 2 埋立区域

- (1) 位置

南宇和郡愛南町古月27番1から同町久良41番2までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から32点までを順次直線で結んだ線並びに32点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町久良80番5地先道路に設置された標柱）は、北緯32度56分53秒、東経132度33分57秒の地点

1点は、基点から真北119度29分44秒23.76メートルの地点

2点は、1点から真北91度26分09秒9.02メートルの地点

3点は、2点から真北91度58分23秒4.15メートルの地点

4点は、3点から真北90度49分41秒4.39メートルの地点

5点は、4点から真北100度07分11秒4.60メートルの地点

6点は、5点から真北100度39分18秒5.19メートルの地点

7点は、6点から真北102度57分09秒5.99メートルの地点

8点は、7点から真北106度34分16秒6.14メートルの地点

9点は、8点から真北106度28分11秒17.31メートルの地点

10点は、9点から真北106度24分48秒10.08メートルの地点

11点は、10点から真北106度29分40秒12.96メートルの地点

12点は、11点から真北110度09分02秒7.71メートルの地点

13点は、12点から真北116度38分46秒8.19メートルの地点

14点は、13点から真北 122 度22分34秒6 .33メートルの地点
 15点は、14点から真北 129 度00分58秒5 .75メートルの地点
 16点は、15点から真北 136 度36分14秒7 .47メートルの地点
 17点は、16点から真北 144 度28分34秒8 .54メートルの地点
 18点は、17点から真北 148 度38分01秒6 .12メートルの地点
 19点は、18点から真北 155 度03分26秒6 .19メートルの地点
 20点は、19点から真北 160 度20分22秒 12 .00メートルの地点
 21点は、20点から真北 159 度45分05秒 15 .45メートルの地点
 22点は、21点から真北 155 度20分08秒5 .48メートルの地点
 23点は、22点から真北 147 度00分00秒5 .67メートルの地点
 24点は、23点から真北 135 度13分45秒8 .15メートルの地点
 25点は、24点から真北 123 度01分11秒8 .68メートルの地点
 26点は、25点から真北 110 度37分41秒6 .25メートルの地点
 27点は、26点から真北 100 度25分53秒6 .69メートルの

地点
 28点は、27点から真北89度31分07秒8 .15メートルの地点
 29点は、28点から真北76度53分33秒7 .70メートルの地点
 30点は、29点から真北78度06分41秒 10 .30メートルの地点
 31点は、30点から真北 351 度04分09秒1 .16メートルの地点
 32点は、31点から真北90度23分28秒7 .46メートルの地点

(3) 面積

1,747.63平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成2年3月13日 愛媛県指令元河第154号

4 しゅん功認可年月日

平成17年4月8日

○愛媛県告示第851号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第852号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

| 指定番号 | 売 り さ ば き 人 | | 売 り さ ば き 所 | 取 消 年 月 日 |
|-------|----------------|-------------|----------------|------------|
| | 住 所 | 氏 名 又 は 名 称 | | |
| 丹第17号 | 西条市丹原町池田1611番地 | 周桑食品衛生協会 | 西条市丹原町池田1611番地 | 平成17年3月31日 |

○愛媛県告示第853号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成17年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
佐伯 直輝
西条市丹原町池田1652番地4
- 2 包括外部監査契約の期間の始期
平成17年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法

(1) 費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

(2) 費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

監 査 公 表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成17年4月8日

| | |
|---------|---------|
| 愛媛県監査委員 | 吉 久 宏 |
| 同 | 壺 内 紘 光 |
| 同 | 玉 井 実 雄 |
| 同 | 竹 田 祥 一 |

| 監 査 対 象 機 関 | | 監 査 年 月 日 | | |
|--|-------------------------------------|--|---------------|--------------|
| 医 療 法 人 北 辰 会 | | 平成16年8月3日 | | |
| 医 療 法 人 北 斗 会 | | 平成16年8月31日 | | |
| 社 会 福 祉 法 人 ま こ と | | " | | |
| 社 会 福 祉 法 人 寿 山 会 | | 平成16年8月20日 | | |
| 社 会 福 祉 法 人 藤 寿 会 | | " | | |
| 社 会 福 祉 法 人 コイノニア協会 | | 平成16年8月31日 | | |
| 社 会 福 祉 法 人 喜 久 寿 | | " | | |
| 社 会 福 祉 法 人 三 善 会 | | " | | |
| 社 会 福 祉 法 人 宇 和 町 社 会 福 祉 施 設 協 会 | | " | | |
| 財 団 法 人 正 光 会 | | 平成16年8月26日 | | |
| 今 治 商 工 会 議 所 | | 平成16年8月3日 | | |
| 大 西 町 商 工 会 | | " | | |
| 菊 間 町 商 工 会 | | " | | |
| 伯 方 商 工 会 | | " | | |
| 伊 予 商 工 会 議 所 | | 平成16年8月31日 | | |
| 久 万 町 商 工 会 | | " | | |
| 小 田 町 商 工 会 | | " | | |
| 内 子 町 商 工 会 | | " | | |
| 三 瓶 町 商 工 会 | | " | | |
| 宇 和 島 商 工 会 議 所 | | 平成16年8月26日 | | |
| 土 居 町 長 津 土 地 改 良 区 | | 平成16年8月3日 | | |
| 土 居 町 小 林 土 地 改 良 区 | | " | | |
| 船 木 泉 川 (池 田 池) 土 地 改 良 区 | | " | | |
| 新 居 浜 市 松 神 子 土 地 改 良 区 | | " | | |
| 重 信 町 下 林 下 土 地 改 良 区 | | 平成16年8月31日 | | |
| 伊 予 森 林 組 合 | | " | | |
| 大 洲 森 林 組 合 | | " | | |
| 津 島 町 森 林 組 合 | | 平成16年7月14日 | | |
| 日 吉 村 森 林 組 合 | | " | | |
| 南 予 森 林 組 合 | | 平成16年8月26日 | | |
| 八 幡 浜 漁 業 協 同 組 合 | | 平成16年8月31日 | | |
| 遊 子 漁 業 協 同 組 合 | | 平成16年7月14日 | | |
| 瀬 戸 内 運 輸 株 式 会 社 | | " | | |
| 宇 和 島 自 動 車 株 式 会 社 | | " | | |
| 学 校 法 人 ひ かり 幼 稚 園 | | 平成16年8月3日 | | |
| (監 査 の 結 果) | | | | |
| 平成15年度において実施された補助事業のうち、次のものに係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。 | | | | |
| 1 造林事業補助金の交付決定額の算定について、留意を要するものが認められた。(大洲森林組合) | | | | |
| 2 造林事業補助金の交付決定額の算定について、留意を要するものが認められた。(南予森林組合) | | | | |
| 事 業 主 体 | 補 助 金 の 名 称 | 補 助 対 象 事 業 | 補 助 対 象 事 業 費 | 補 助 金 額 |
| 医 療 法 人 北 辰 会 | 平成15年度愛媛県介護老人保健施設整備費補助金 | グループホーム「小松の里」の新築に伴う施設整備事業 | 114,211,650円 | 57,105,000円 |
| 医 療 法 人 北 斗 会 | 平成15年度愛媛県電子カルテ・レセプト電算処理システム導入事業費補助金 | 電子カルテ・レセプト電算処理システムの導入事業 | 64,680,000円 | 32,340,000円 |
| 社 会 福 祉 法 人 ま こ と | 平成15年度愛媛県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金 | 特別養護老人ホーム「しあわせの家」の創設に伴う施設整備事業等 | 832,135,436円 | 470,906,000円 |
| 社 会 福 祉 法 人 寿 山 会 | 平成15年度愛媛県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金 | 痴呆性高齢者グループホーム「パラディ」の創設に伴う施設整備事業等 | 112,029,689円 | 61,000,000円 |
| " | 平成15年度愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金 | ケアハウス「寿山荘」の事務費 | 22,850,220円 | 15,453,000円 |
| 社 会 福 祉 法 人 藤 寿 会 | 平成15年度愛媛県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金 | 痴呆性高齢者グループホーム「瑞鳳荘」の創設に伴う施設整備事業等 | 110,624,469円 | 61,000,000円 |
| 社 会 福 祉 法 人 コイノニア協会 | 平成15年度愛媛県児童福祉施設等施設整備費補助金 | 「松山乳児園」の改築に伴う施設整備事業 | 232,550,208円 | 148,207,000円 |
| " | 平成15年度愛媛県児童福祉施設等施設整備費補助金 | 「松山乳児園」の改築に伴う施設整備事業 | 6,675,430円 | 5,428,000円 |
| 社 会 福 祉 法 人 喜 久 寿 | 平成15年度愛媛県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金 | 特別養護老人ホーム「久万の里」の増築に伴う施設整備事業等 | 227,414,250円 | 188,282,000円 |
| " | 平成15年度愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金 | ケアハウス「重信」の事務費 | 23,229,835円 | 13,316,000円 |
| 社 会 福 祉 法 人 三 善 会 | 平成15年度愛媛県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金 | 痴呆性高齢者グループホーム「はるか」の創設に伴う施設整備事業等 | 67,288,347円 | 30,500,000円 |
| 社 会 福 祉 法 人 宇 和 町 社 会 福 祉 施 設 協 会 | 平成15年度愛媛県心身障害児(者)施設等施設整備費及び設備整備費補助金 | 知的障害者入所更生施設「松葉学園」の改築及び知的障害者デイサービスセンター「いっとき館」の創設に伴う施設整備事業等 | 282,786,000円 | 200,752,000円 |
| 財 団 法 人 正 光 会 | 平成15年度愛媛県精神障害者社会復帰施設運営費補助金 | 精神障害者生活訓練施設「しまなみ、曙荘」、精神障害者地域生活支援センター「いろり、柿の木」及び精神障害者福祉ホームB型「平山寮」の運営費 | 151,436,612円 | 146,532,889円 |
| 今 治 商 工 会 議 所 | 平成15年度小規模事業指導費補助金 | 経営改善普及事業等 | 86,499,434円 | 74,589,770円 |
| " | 平成15年度地域中小企業支援センター運営事業費補助金 | 地域中小企業支援センターの運営費 | 7,364,000円 | 7,200,000円 |
| 大 西 町 商 工 会 | 平成15年度小規模事業指導費補助金 | 経営改善普及事業等 | 39,118,874円 | 29,662,860円 |

| | | | | | | | | | |
|----------------|----------------------|--------------------------|--------------|-------------|------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------|-------------|
| 菊間町商工会 | " | " | 31,790,368円 | 25,614,650円 | 南予森林組合 | " | 流域公益保全林、流域循環資源林、絆の森及び居住地森林環境整備事業 | 137,945,428円 | 55,669,140円 |
| 伯方町商工会 | " | " | 32,599,218円 | 25,394,610円 | 八幡浜漁業協同組合 | 平成15年度愛媛県合併漁協業務効率化推進事業費補助金 | 資源管理等支援システムの導入事業 | 22,800,000円 | 15,200,000円 |
| 伊予商工会議所 | " | " | 47,850,602円 | 39,758,200円 | | | | | |
| 久万町商工会 | " | " | 39,201,422円 | 28,798,678円 | " | 平成15年度愛媛県水産業共同利用施設設置事業費補助金 | 車両購入及び水槽設置事業 | 20,349,000円 | 7,752,000円 |
| 小田町商工会 | " | " | 35,998,281円 | 28,248,580円 | | | | | |
| 内子町商工会 | " | " | 37,154,392円 | 26,518,490円 | 遊子漁業協同組合 | 平成15年度愛媛県水産物トレーサビリティシステム導入促進事業費補助金 | トレーサビリティシステムの導入事業 | 11,000,000円 | 3,666,000円 |
| 三瓶町商工会 | " | " | 36,018,492円 | 28,781,800円 | | | | | |
| 宇和島商工会議所 | " | " | 57,071,410円 | 50,610,710円 | " | 平成15年度愛媛県養殖業高度化推進支援整備事業費補助金 | 自動計量システムの導入事業 | 15,800,000円 | 7,900,000円 |
| 土居町長津土地改良区 | 平成15年度愛媛県単独土地改良事業補助金 | 土地改良事業（かんがい排水、農道） | 29,300,000円 | 13,220,000円 | | | | | |
| 土居町小林土地改良区 | " | " | 29,000,000円 | 12,400,000円 | 瀬戸内運輸株式会社 | 平成15年度バス運行対策費補助金 | 生活交通路線維持費等 | 194,100,000円 | 82,913,000円 |
| 船木泉川（池田池）土地改良区 | " | " | 42,000,000円 | 19,500,000円 | | | | | |
| 新居浜市松神子土地改良区 | " | 土地改良事業（農道） | 20,000,000円 | 10,000,000円 | 宇和島自動車株式会社 | " | " | 152,148,000円 | 70,426,000円 |
| 重信町下林下土地改良区 | " | 土地改良事業（かんがい排水、農道） | " | " | 学校法人ひかり幼稚園 | 平成15年度愛媛県私立幼稚園施設整備事業費補助金 | 「ひかり幼稚園」の改築に伴う施設整備事業 | 43,260,000円 | 7,210,000円 |
| 伊予森林組合 | 平成15年度造林事業補助金 | 流域公益保全林及び流域循環資源林整備事業 | 58,548,592円 | 23,419,346円 | " | 平成15年度愛媛県私立学校運営費補助金 | 「ひかり幼稚園」の運営費 | 83,982,328円 | 36,217,000円 |
| 大洲森林組合 | " | 流域公益保全林、流域循環資源林及び絆の森整備事業 | 165,819,790円 | 66,406,117円 | | | | | |
| 津島町森林組合 | " | " | 118,926,198円 | 48,241,812円 | | | | | |
| 日吉村森林組合 | " | 流域公益保全林及び流域循環資源林整備事業 | 108,077,733円 | 43,230,990円 | | | | | |

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、次のように登録事項の変更を登録した。

平成17年4月8日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

| 区分 | 登録番号 | 設置者の名称及び住所 | 名称 | 所在地 | 変更の理由 | 変更登録年月日 |
|-----|------|--|------------|--------------------------|------------|------------|
| 変更後 | 第3号 | 宗教法人大山祇神社 今治市大三島町宮浦3327番地 | 大山祇神社宝物館 | 今治市大三島町宮浦3327番地 | 今治市の発足による。 | 平成17年3月30日 |
| 変更前 | | 宗教法人大山祇神社 越智郡大三島町大字宮浦字榊山一番耕地3154 | | 越智郡大三島町大字宮浦字榊山一番耕地3154 | | |
| 変更後 | 第6号 | 財団法人大三島海事博物館 今治市大三島町宮浦3327番地 | 大三島海事博物館 | 今治市大三島町宮浦3327番地 | 今治市の発足による。 | 平成17年3月30日 |
| 変更前 | | 財団法人大三島海事博物館 越智郡大三島町大字宮浦字榊山一番耕地3154番地 | | 越智郡大三島町大字宮浦字榊山一番耕地3154番地 | | |
| 変更後 | 第14号 | 今治市 | 今治市村上水軍博物館 | 今治市宮窪町宮窪1285番地 | 今治市の発足による。 | 平成17年3月30日 |
| 変更前 | | 宮窪町 | 村上水軍博物館 | 越智郡宮窪町大字宮窪1285番地 | | |

○愛媛県教育委員会告示第6号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目を次のとおり指定した。

平成17年4月8日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 技能教育のための施設の名称
国際情報高等学院
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する
高等学校の科目

| | |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| 通信技術 | 通信技術 |
| プログラミング技術 | プログラミング技術 |
| 英語実務 | 英語実務 |
| 経済活動と法 | 経済活動と法 |
| 会計 | 会計 |
| 原価計算 | 原価計算 |

- 3 指定年月日
平成17年4月4日

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成17年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成17年4月8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826
愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話（089）934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

- 1 受付期間
 - (1) 申込書を持参又は郵送する場合
平成17年4月11日（月）から5月2日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。
なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。
 - (2) インターネットを利用して申し込む場合
平成17年4月12日（火）から4月22日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。
- 2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期
試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

| 試験区分 | 採用予定人員 | | | | 採用予定時期 |
|---------|--------|------|------|------|------------|
| | 愛媛県 | 警視庁 | 大阪府 | 兵庫県 | |
| 大学卒 | 40人程度 | 3人程度 | 8人程度 | 3人程度 | 平成18年4月1日 |
| 大学卒特別募集 | 24人程度 | | | | 平成17年10月1日 |

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。
- 3 職務の内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
- 4 受験資格
 - (1) 日本の国籍を有する者
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
 - (3) それぞれの試験について、次に該当する者

| 試験区分 | 生年月日・学歴・その他 |
|-------------|---|
| 大学卒 | 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成18年3月末日までに卒業する見込みの者 |
| 大学卒 特別募集 | ア 昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成17年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成17年10月1日の採用に応じられる者 |

ただし、警視庁の受検資格（生年月日）は「昭和50年5月24日から昭和63年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 |
|-------|---------|-----|---|
| 第1次試験 | 教養試験 | 50点 | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分） |
| | 身体検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 |
| 第2次試験 | 口述試験 | 60点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |
| | 作文試験 | 40点 | 警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） |
| | 体力検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。 |
| | 適性検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |
| | 身体精密検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 |

(2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。

(3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

| 区分 | 試験区分 | 試験日 | 場所 | 合格発表 |
|-------|-------------|---|--------------------------|--|
| 第1次試験 | 大学卒 | 平成17年5月22日 （日曜日） 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕 | 松山南高等学校 （松山市末広町11番地1） | 平成17年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |
| | 大学卒 特別募集 | | | |
| 第2次試験 | 大学卒 | 第1次試験に合格した者に通知します。 | | 平成17年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |
| | 大学卒 特別募集 | | | |

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成18年4月以降の、大学卒特別募集は平成17年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成18年3月末日までに、大学卒特別募集は平成17年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級6号給（現行給料月額 185,900円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

| | |
|----------------|--|
| 申込用紙の入手方法 | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）（大卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。 |
| 申込方法及び受験票の交付 | 申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（大卒）申込み」又は「警察官（男性）（大卒特別募集）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月16日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス（電子申請システム）で確認してください。 |
| 受験手続その他の問い合わせ先 | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 |

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 区 分 | 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開 示 期 間 | 開 示 場 所 |
|-------|-----------|---|-------------|-------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 得点及び順位 | 合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から1週間 | |

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成17年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成17年4月8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2愛媛県庁内 〒790-8570

電話(089)912-2826

愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573

電話(089)934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成17年4月11日(月)から5月2日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成17年4月12日(火)から4月22日(金)までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 採用予定時期 |
|---------|--------|------------|
| 大学卒 | 8人程度 | 平成18年4月1日 |
| 大学卒特別募集 | 6人程度 | 平成17年10月1日 |

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

| 試験区分 | 生年月日・学歴・その他 |
|---------|---|
| 大学卒 | 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成18年3月末日までに卒業する見込みの者 |
| 大学卒特別募集 | ア 昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成17年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成17年10月1日の採用に応じられる者 |

5 試験の方法

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 |
|-------|---------|-----|---|
| 第1次試験 | 教養試験 | 50点 | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分) |
| | 身体検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 155センチメートル以上であること。 体重 45キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 |
| 第2次試験 | 口述試験 | 60点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |
| | 作文試験 | 40点 | 警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間) |
| | 体力検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。 |
| | 適性検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |

| | | |
|--------|---|--|
| 身体精密検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 |
|--------|---|--|

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

| 区 分 | 試 験 区 分 | 試 験 日 | 場 所 | 合 格 発 表 |
|-------|------------------|---|--------------------------|--|
| 第1次試験 | 大 学 卒 | 平成17年5月22日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕 | 松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) | 平成17年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |
| | 大 学 卒 特 別 募 集 | | | |
| 第2次試験 | 大 学 卒 | 第1次試験に合格した者に通知します。 | | 平成17年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |
| | 大 学 卒 特 別 募 集 | | | |

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、大学卒は平成18年4月以降の、大学卒特別募集は平成17年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成18年3月末日までに、大学卒特別募集は平成17年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級6号給(現行給料月額185,900円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

| | |
|----------------|--|
| 申込用紙の入手方法 | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(大卒)請求」と朱書きし、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。 |
| 申込方法及び受験票の交付 | 申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(女性)(大卒)申込み」又は「警察官(女性)(大卒特別募集)申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月16日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス(電子申請システム)で確認してください。 |
| 受験手続その他の問い合わせ先 | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 |

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 区 分 | 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開 示 期 間 | 開 示 場 所 |
|-----------|-------------|---|-------------|-------------------|
| 第 1 次 試 験 | 第 1 次試験不合格者 | 得点及び順位 | 合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会 事 務 局 |
| 第 2 次 試 験 | 第 2 次試験受験者 | 第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から1月間 | |

